特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
56	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支 給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和光市は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)に基づく特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

当該事務については、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

和光市長

公表日

令和7年10月24日

I 関連情報

」	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的 給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、次の事務で特定個人情報を取り扱う。(1)住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務【令和4年10月31日 終了】(2)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務【令和5年3月31日 終了】(3)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務【令和6年3月31日 終了】(4)デフレ脱却のための総合経済対策給付金の支給に関する事務【令和6年3月31日 終了】(5)デフレ脱却のための総合経済対策給付金の支給に関する事務【令和6年12月31日 終了】(7)定額減税補足給付金の支給に関する事務【令和7年5月31日 終了】(7)定額減税補足給付金の支給に関する事務 【事務の内容】 ①給付金支給に関する申請の受理及び審査②申請が不要となる支給対象者の選定及び支給の申込みに関する事務 ③情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携 なお、情報提供ネットワークシステム(他団体との情報連携)を利用するために、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会等の業務を実現するための「団体内統合宛名システム」及び「中間サーバー」についても利用する。
③システムの名称	臨時給付金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
1. 対象者情報ファイル、2. 申	請者情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 135項
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第1項8号 別表の135の項 <情報提供> 提供なし
5. 評価実施機関における	
①部署	福祉部地域共生推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
総務部総務課 コンプライアンス担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9085					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	福祉部地域共生推進課				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	6年12月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	6年12月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書]	れ重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載		
されている。					
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシン	ステムを通じた入	手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通し	こた提供を除く。) [〇]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	Ι]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	た、人手が介在する局面ごと る。 ・個人番号を含む書類やデー ・特定個人情報を含む書類は	こ、人為的ミタを取り扱う 、施錠できる こ情報セキュ	、一登録業務に係る横断的なガイドラインを遵守している。ま スが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じてい際は複数人によるダブルチェックを行っている。 5書棚等に保管することを徹底している。 いティ研修及びマイナンバー制度に係る研修を実施し、知識の

9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 〈選択肢〉 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・端末の起動において、生体認証とID・パスワードにより権限のない者の端末利用制御・業務システムには生体認証とID・パスワードにより対象業務メニューへのアクセス制御・使用者は定期的に確認報告を受けている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月18日	新規作成			事前	
令和7年1月14日	評価書名		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務		回去個別で作成していたPIA の特定公的給付の支給に関 する事務について一つに統合
令和7年1月14日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	和元市は、アプレ脱却のための総合経済対策 給付金事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等のである。	和光市は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)に基づく特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。		過去個別で作成していたPIAの特定公的給付の支給に関する事務について一つに統合したため。
令和7年1月14日	I 1①事務の名称		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務		回去個別で作成していたPIA の特定公的給付の支給に関 する事務について一つに統合 L.ナートル

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月14日	I 1②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づく特定公的給付として指定された「デフレ脱却のための総合経済対策給付金」事業の支給事務を行う。 【事務の内容】 ①給付金支給に関する申請の受理及び審査②申請が不要となる支給対象者の選定及び支給の申込みに関する事務 ③情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携	公的紹行の支給等の迅速かつ催実な美他のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、次の事務で特定個人情報を取り扱う。(1)住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務【令和4年10月31日終了】(2)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給をの支給に関する事務【令和6年3月31日終了】(3)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給が金の支給に関する事務【令和6年3月31日終了】(4)デフレ脱却のための総合経済対策給付金の支給に関する事務【令和6年12月31日終了】(5)デフレ脱却のための総合経済対策給付金の支給に関する事務【令和6年12月31日終了】(5)デフレ脱却のための総合経済対策給付金「事務の内容】(6)物価高対策給付金	事前	過去個別で作成していたPIAの特定公的給付の支給に関する事務について一つに統合したため。
令和7年1月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第1項8号 <情報提供> 提供なし	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第1項8号 別表の135の項 <情報提供> 提供なし	事後	番号法の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月14日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	-	十分であるマイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録業務に係る横断的なガイドラインを遵守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。・個人番号を含む書類やデータを取り扱う際は複数人によるダブルチェックを行っている。・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。・事務取扱者に対し、定期的に情報セキュリティ研修及びマイナンバー制度に係る研修を実施し、知識の定着と意識啓発を図っている。	事後	新様式対応
	Ⅳ リスク対策 11.最も優先度が高いと考えら れる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である・端末の起動において、生体認証により権限のない者の端末利用制御・業務システムにはICカードによるアクセス制御により対象業務メニューへのアクセス制御・ICカードの管理状況は定期的に確認報告を受けている	事後	新様式対応
令和7年1月14日	Ⅱしきい値判断項目	令和5年9月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	公的福刊の支結等の迅速が了確実な実施のだめの預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、次の事務で特定個人情報を取り扱う。(1)住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務【令和4年10月31日 終了】(2)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務【令和6年3月31日 終了】(3)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務【令和6年3月31日 終了】(4)デフレ脱却のための総合経済対策給付金の支給に関する事務【令和6年3月31日 終了】(5)デフレ脱却のための総合経済対策給付金の支給に関する事務【令和6年12月31日 終了】(6)物価高対策給付金の支給に関する事務【事務の内容】	公的福村の支給等の迅速等に関する法律(令和3年)の預貯金口座の登録等の規定に基準等38号)第10条の規定に基準等38号)第10条の規定に基準をの地である。 会議を実施するための情報のを表に関するための預貯金口をの登録等の迅速がでは、 のの預貯金のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	事後	
令和7年10月24日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 判断の根拠	・端末の起動において、生体認証により権限のない者の端末利用制御・業務システムにはICカードによるアクセス制御により対象業務メニューへのアクセス制御・ICカードの管理状況は定期的に確認報告を受けている	・端末の起動において、生体認証とID・パスワードにより権限のない者の端末利用制御・業務システムには生体認証とID・パスワードにより対象業務メニューへのアクセス制御・使用者は定期的に確認報告を受けている	事前	標準化対応